

## 第86回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和2年10月7日（水）15時00分～15時45分

### 2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

### 3 出席者

（委 員） 田中会長、太田委員、高木委員、能勢委員、山宮委員  
（防衛省） 鋤先服務管理官

### 4 議 事

#### (1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第86回自衛隊員倫理審査会」を開催します。  
各委員におかれましては、ご多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。

#### (2) 第85回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。  
お手元の資料2「第85回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますので、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 それでは、議事録につきましては、特段のご意見もないようなので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### (3) 海上自衛隊横須賀造修補給所所属隊員等による詐欺・収賄事件及び自衛隊員倫理法違反について

- 田中会長 議題の2番目は、「海上自衛隊横須賀造修補給所所属隊員等による詐欺・収賄事件及び自衛隊員倫理法違反について」の報告です。  
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 私の方から資料3と書かれている海上自衛隊横須賀造修補給所の事案につきましてご報告させていただきます。  
この事案につきましては、令和元年11月25日に防衛大臣から倫理審査会長宛に調査の指示がございまして、それを受けまして、倫理審査会の方で調査を行っていたところでございます。  
調査結果につきましては、令和2年9月3日に取りまとめて、大臣に報告書を提出し

たところでございます。その後防衛省の中におきまして、懲戒処分を検討いたしまして、9月15日に懲戒処分の実施に係る倫理審査会からの意見聴取をしたところでございます。それを受けまして、9月25日に処分を行ったということでございます。

簡単に事案の概要を紹介させていただきますが、まず1番目のA2等海曹につきましては、生鮮食料品の調達に関して架空請求を行いまして、利害関係者から現金を受け取るという詐欺行為を働いたということでございます。利害関係者からの贈与ということで、こちらは倫理法違反にも該当するということでございます。

A2曹についてはもう1つ事案がございまして、他の業者に対して有利な取り計らいをしたということで、その見返りに接待を受け、賄賂を収受したという事案でございます。こちらにつきましても倫理法違反に該当するということでございます。

以上の事案を受けまして、A2曹につきましては懲戒免職を宣告したところでございます。

2番目のB2曹でございますが、こちらにつきましては自ら、また先ほどのA2曹の指示により架空請求を行い、利害関係者である業者から現金を受け取ったという詐欺行為を働いたということでございます。こちらにも詐欺に加えて倫理法違反になるということでございます。処分の内容につきましては、免職を宣告しております。

もう1名倫理法違反の関係でございますのが、C海曹長でございます。こちらにつきましては、元3等海尉、それからA2曹が詐欺行為を行っているということを承知しながら、架空請求を行うという詐欺行為に関与したということでございます。

倫理法違反行為によって得た財産上の利益と知りながら、A2曹から現金30万円を受け取ったということで、こちらにつきましては詐欺行為への関与という点、それからA2曹から現金を受け取った点が倫理法違反に当たるとということで、免職を宣告したところでございます。

以下はご参考でございますが、その他の関係者の処分についてご紹介させていただきます。D2等海曹でございますが、こちらにつきましてはA2曹が詐欺行為を行っているということは承知していなかったのですが、A2曹の指示により架空請求を行ったということで詐欺行為に関与したということです。

また、お金がどういう出どころだったかということは承知していなかったのですが、口止め料としてA2曹から現金15万円を受け取ったということでございます。A2曹がこういった詐欺行為を行って、利害関係者からお金を受け取って、A2曹から現金が渡ったということを本人は承知していなかったもので、こちらのD2曹については倫理法の違反行為には当たらないという形になります。処分の内容につきましては停職60日を宣告したところでございます。

既に退職した元3等海尉でございますが、こちらにつきましては同様の行為を行っておりまして、詐欺による注意義務違反、それから倫理法違反という形にあたりますが、退職しておりますので、評価としましては免職相当であったということでございます。既に裁判結果が出ておりまして、禁固以上の刑が確定しておりますので、退職手当の返納手続きについては現在準備をしているというところでございます。

最後になりますが、造修補給所の所長以下、被処分者の元上司の方々につきましては、当然指揮監督責任があるということで、合計13名の方、既に退職された方が大半でございまして、現役の方は2名だけでございますが、ついでには訓戒以下、あるいは訓戒相当以下ということで評価をしており、現役の方については処分をしています。私の方からの説明は以上でございます。

○ 田中会長 ありがとうございます。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○ 委員 こういう案件については、再発防止策はどのようなことをお考えでしょうか。

○ 服務管理官 今回の事案でございますが、実際納入に際して請求書と照らし合わせて、正規のものが納入されているかどうかという確認等を行うわけですが、こちらで指揮監督責任を問われているような方には、ご自身でたまにチェックをされていた方はいらっしゃったのですが、やはりこういった事案を見抜けなかったということにつきましては、検査の確認行為が不十分であったと考えております。

これにつきましては、抜き打ち検査を含めた確認行為をしっかりとやるということで再発防止策をとっているところでございます。

○ 海幕担当 再発防止策としまして、実際に書類を出す人間、確認する人間の確認が不足していたという点がございますので、先ほど服務管理官からありましたとおり、抜き打ち検査等を実施しまして、今後の再発防止策としてとっていくという準備を進めているところでございます。

○ 委員 A2曹から15万円を受け取ったというD2等海曹についてですが、どのような状況で、お金を受け取ったのかちゃんと聞かなかったのか、何となく聞くのがはばかれるような状況だったのでしょうか。

○ 服務管理官 A2曹につきましては、彼自身かなり調達との関係を把握していたということもありますので、実際に各艦艇の調達の担当者にしてみれば、あまり嫌われるようなことは言いたくないということで、従順に対応してしまったというようなところがあり、どういうお金だったのか、何をしたのだろうかということをしっかり確認しないままこういうことになってしまったというのが一因ではないかというふうに考えているところでございます。

○ 海幕担当 D2曹については、一度A2曹からの現金の引き渡しを断っております。なぜそのようなお金が流れてくるのかという疑問を持っていました。それに対してA2曹の方が、「いいから受け取っておけ」というところで、師弟関係がございましたので、後輩として受け取らざるを得なかったという状況になっております。

○ 委員 今の説明は大変的確だったと思うのですけれども、D2曹にすると断り切れない心理状態が恐らくあったわけですね。そういった経験というものを自衛隊内部で共有できないのでしょうか。どういう心理状態になりうるのかということで。例えばご自身の名前とか顔を出すのはちょっとどうかと思うのですけれども、語っていただいで、今はインターネットでクローズの会議とかは大いに流行っているものですから、そういったところで顔を出さず、声を変えるような形で、こういう案件があつて、こうい

う状況だったから断り切れないというのもあったけれども、そういう説明等をみなさんにしていただければ再発防止の一助にならないでしょうか。

- 服務管理官 今年、12月に自衛隊の倫理月間ということで、当然再発防止を含めて啓発、教育をしていかなければならないと考えております。今回の事案につきましては、委員からお話がありましたが、本人の体験談のようなものをどうするかという検討をする必要はありますが、まさしく反省といいますか、こういったことがなぜ起きたのかということが分かるような形で、事案の紹介をうまくできる方法を検討していきたいと思いますので、委員の先生方のご意見を伺いながら今年、取り組んでいきたいと思います。
- 委員 停職60日の方は、お辞めになったのでしょうか。
- 海幕担当 継続勤務しております。
- 委員 分かりました。確認だけです。それから、3人の方が免職になっていますが、この方々の退職金は0円ですか。
- 服務管理官 そのとおりです。
- 委員 形式的なものを確認させていただきたいのですが、最初の3名が概要になっていて、2等海曹と元海尉についてはその他参考になっていますが、元海尉については退職されているからということで分かるのですが、2等海曹が参考になっているのは、これは倫理規程違反になっていないから、審査会の対象権限外だからあくまで参考になっているという理解でよろしいでしょうか。
- 服務管理官 そのとおりです。
- 田中会長 倫理月間などに、大きな事例でございますのでみなさんに自分事として考えていただく意味でも、効果的な教育を考えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。  
他にご意見等ございませんでしたら、自衛隊倫理法違反にかかる処分については以上としたいと思います。

#### (4) 自衛隊員の倫理に関する国会報告について

- 田中会長 議題の3番目は、「自衛隊員の倫理に関する国会報告について」です。  
これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要がございます。  
国会報告は、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、毎年、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、内閣が国会に報告をするものです。  
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 お手元の資料の4に基づいてご説明をさせていただきます。  
会長からございましたとおり、こちらの報告につきましては自衛隊員倫理法4条の規定に基づきまして、毎年国会に対して報告をしているところでございます。こちらにつきましては、一般職の国家公務員も同様に対応しているところでございます。

報告書の内容につきまして、概要をご説明させていただきます。各種報告書の提出件数ということで、毎回審査会の時に各種報告書の内容につきまして、委員の先生方からご審査をいただいているところでございますが、そちらの件数をそれぞれ贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書につきまして、提出件数を報告しております。件数的には、例年どおりの規模の件数となっております。

続きまして、倫理監督官への届出等の状況というところで、利害関係者と1万円を超えるような金額の飲食をする場合は届出が必要となっております。

利害関係者からの依頼によって講演等を受ける場合も承認行為が必要となっておりますが、それぞれの状況の件数をご報告しております。こちらにつきましても例年と変わらない規模の件数でございます。

続きまして、懲戒処分等の状況でございますが、令和元年度につきましては、懲戒処分の事案、あるいは懲戒処分に至らない訓戒以下の事案については0件であったということでございます。ちなみに先ほど出ましたが海上自衛隊の事案につきましては、来年度の国会報告で報告をさせていただく形になります。

続きまして、倫理法等の適正な運用の確保等のための施策ということで、防衛省における取り組み状況について報告するものでございます。1つ目でございますが、自衛隊員倫理審査会が行った施策ということで、報告書等の審査等の状況につきましてご報告させていただきます。2つ目ですが、防衛省全体として行った施策として、自衛隊員等倫理週間を設定して、訓示、講演会等を開催した、それから研修等の取り組み状況を報告させていただきます。3つ目に、部内の各機関が行った施策ということで、倫理法の周知徹底等の指示、指導等を実施したという形で報告をさせていただきます。

以上の報告ですが、今週10月9日金曜日に閣議決定をいたしまして、国会へ報告予定という形になっております。お手元に白表紙の冊子を置かせていただいておりますが、こういった冊子の形で実際に国会に報告させていただいております。以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 委員 倫理監督官への届出で、1万円を超える場合の飲食が7件ということで、それほど多いわけではないのですが、7件というのはどういった方々なのでしょう。利害関係者といっても、これはどういう方々なのでしょう。設定で1万円を超えるというのは。色々な方々が居るのかもしれませんが、民間企業が中心なのか。特徴的なことがあれば教えていただければと。
- 事務局 7件につきましては、防衛装備庁及び空幕職員が日英のフィージビリティスタディーということで、利害関係のある民間企業との飲食をしていましたので、そのような打ち合わせの場でありました。
- 委員 すべてその関係者ですか。
- 事務局 はい。その関係で1事案です。
- 田中会長 他にご質問等がなければ、国会報告については、以上とします。

**(5) 令和2年度第1四半期贈与等報告書について**

- 田中会長 議題の4番目は、「令和2年度第1四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和2年度第1四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは、お手元の資料5「令和2年度第1四半期贈与等報告書」の全体像をご説明させていただきます。

例年の報告書の推移状況をご覧くださいますと、多いのが第2四半期、第3四半期、この時期は報告書が多く出てくる時期でございます。この時期は基本的には風水害の時期でございますので、自衛隊の災害派遣活動に対しまして、物品の贈与等、激励品が贈られているというようなことで件数が多い時期でございますが、例年第1四半期はそういった形ではあまり件数は多く出ない時期でございます、だいたい百数十件くらいが過去の傾向として出ております。

左下の黄色でマーキングされている部分でございますが、令和2年度の第1四半期のそれぞれ基団別の件数一覧表でございますが、こちらで今回一番多かったのが、物品の贈与で56件、45.9%ということでございますが、中身としましては、新型コロナの感染防止等の災害対応の関係で、自衛隊は部隊での活動や、自衛隊病院等での受け入れ等をやっておりますので、それに対しての激励品の件数が非常に多かったというところでございます。

続きまして、参考ということで、機関等の件数の一覧表がございますが、件数的には陸上自衛隊が80件ということで一番多くなっております。物品等の贈与がその中の47件で多くなっていますが、特に先ほど申し上げたとおり、新型コロナ対応の活動部隊に対する激励品が多かったという傾向もありまして、陸上自衛隊は自衛隊中央病院や、札幌病院といった病院の管理もやっておりますので、そういった関係で陸上自衛隊の件数が多く出ているというのが今回の第1四半期の傾向でございます。

続きまして、具体的な中身の御説明に入りたいと思いますが、資料6ということで、贈与等報告書の概要の資料を置かせていただいております。それから資料7ということで報告書の総括表を書いた紙がございますので、照らし合わせながら、お手元のタブレットには報告書の写しがございますので、そちらもご覧いただきながらお話を聞いていただければと思います。

1番から11番までは、賞金の贈与ということで11件ございます。中身はすべて陸上自衛隊の部内の私的サークル機関誌「修親」の懸賞記事、写真及び川柳の賞金ということでございます。こちらにつきましては内容をご覧いただければ、入選された方が賞金をいただいているという内容でございます。

物品等の贈与についてですが、こちらにつきましては12番から67番まで56件

ございますが、種類としては大きく3つございます。

最初の種類がアということで、着任祝い及び儀礼的な贈物をいただいたということでございまして、12番から14番まで3件ございます。12番でございまして、航空自衛隊の基地司令の方が着任祝い自衛隊の協力団体の方から胡蝶蘭をいただいたということでございます。13番でございまして、海上自衛隊の部隊の指揮官の方でございまして、地元の首長さんが表敬された際に贈物をいただいたということでございます。14番でございまして、こちらも海上自衛隊の部隊指揮官の方でございまして、自衛隊の協力団体の方が表敬に来られた際に贈物をいただいたということでございます。

15番から19番までが海賊対処部隊に対する激励品をいただいたということで、こちらが件数として5件上がっております。15番でございまして、こちらにつきましては海上自衛隊の航空機の監視部隊を派遣しておりますが、そちらの部隊に対しまして激励品ということでいただいたものでございます。16番から18番につきましては、派遣されている護衛艦の隊員向けに激励品が贈られているということの報告でございます。19番目でございまして、陸上自衛隊の部隊が、海賊対処部隊の拠点で活動しているところでございまして、その部隊の隊員に対しまして激励品が贈られているところでございます。これは隊友会ということでOB会でございまして、そちらからの激励品ということでございます。

20番から67番まで48件ありますが、新型コロナウイルスの活動部隊に対する激励品となります。その中で一番多いのが自衛隊中央病院に対しまして贈られた激励品でございます。中央病院につきましては現在もそうなのですが、新型コロナウイルスの患者の方をかなり数多く受け入れてらっしゃるということで、色々と報道もされており、そういったことの影響もあったかと思いますが、激励品が非常に多く贈られているところでございます。新型コロナウイルスの関係につきましては、陸海空自衛隊、それからそれぞれの自衛隊が管理しているような機関等を含めまして、色々な協力活動をしております。そういった部隊等に対しまして、多いのは食品や飲料などの激励品が大半でございまして、これだけの件数が第1四半期に贈られてきているところでございます。

続きまして、著述に対する謝礼ということで、68番から100番まで、33件でございます。そのうち部内の私的サークルに投稿したということで、68番から85番まででございますが、陸上自衛隊の部内サークルの「修親」、海上自衛隊の「波涛」、自衛隊家族会が出している「おやばと」、それぞれの機関誌への著述に対する謝礼ということで18件あがってきているところでございます。

86番と87番でございまして、新聞への書評に対する原稿料ということで2件ございます。

出版社等が発行する書籍・雑誌への著述に対する謝礼ということで、88番から94番までという形になります。

95番でございまして、大学の研究所が発行している書籍への著述ということで1

件報告書が出ております。

96番から100番まででございますが、財団法人・社団法人が発行している月刊誌・ウェブサイトへの著述の原稿料、謝礼ということで5件ございます。

著述に対する印税でございますが、過去に出版された本に関する印税が入ってきているということで、101番から107番まで7件報告書が出ているところでございます。

大学の学術誌の査読に対する謝礼ということで、108番、1件出てきているところでございます。

講演等に対する謝礼ということで109番から121番まで13件ございます。このうち利害関係者からの講演依頼というのが109番でございますが、こちらにつきまして詳しくご説明させていただきます。報告された方は防衛医大の者でございますが、講演を依頼された会社については、医薬品の製造販売等の会社ということで、当然防衛医大の者ですから、医薬品の納入等に関して影響を及ぼし得る立場にあるということで、利害関係ありという形で判断されるものでございます。

利害関係者から講演の依頼を受ける場合には倫理監督官の承認が必要ですが、必要な承認手続きがなされているものでございます。一般的な講演に対する謝礼につきまして特段基準はないのですが、利害関係者から講演の依頼を受ける場合につきましては、限度額の設定がございます。1時間当たり2万円というのが限度額となっております。今回の講演料につきましては、45分で15,000円ということで、1時間あたりにしますと2万円ということで、限度額には収まっております。

110番から121番につきましては、利害関係者ではない方、大学ですとか学会、NPO法人等からの講演依頼ということで、それに対する謝礼が支払われているということでございます。

122番ですが、テレビ出演に対する謝礼ということで、テレビの出演料について報告がなされているということでございます。

贈与等報告書の説明については、以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、ご意見を頂きたいと思いますので、よろしく願います。
- 委員 今回の自衛隊の中央病院が結構額も大きくて、病院に何人くらいいるのか、一人当たりの金額が結構するのかなと思いましたが、800人くらい参加されているということで、勉強のためにお聞きしたいのですが、どういう形で800人が仕事をしているのでしょうか。自衛隊中央病院だけではなくて、どこかから人が集められているのですか。それとも中央病院だけなのですか。
- 服務管理官 一番患者を受け入れた時はダイヤモンドプリンセス号の事案の時なのですが、あの時は100人くらい陽性患者を受け入れておりまして、自衛隊中央病院の職員、医官の方、看護官の方だけでは人数が足りませんので、各地方の自衛隊病院や、衛生部隊に医官ですとか看護官の方がいらっしゃいますので、そういったところから



全国から集めてきて対応したというところでございます。

- 田中会長 その他いかがでしょうか。
- 委員 少し気になったのが、14番の方が鉢植えを10基で6万円というのが違和感を感じたのですが、そんなに大きなものではありませんし、そんなに高いものではないと思うのですけれども、妥当な価格設定になっているのでしょうか。もっとはるかに安いような気もするのですけれども。表敬訪問の時に鉢植えなど10基も持ってくるのでしょうか。
- 海幕担当 1つが6,270円くらいということになりますが、表敬の際に持ってこられる物、生花をどのように使用したのかというのは確認できておりませんので、価格については妥当性はあるのではないかと思います、これがどのような目的で置かれたのかというのは確認させていただければと思います。
- 委員 事後的には確認のしようがないのかもしれませんが、気になったものですかからお尋ねさせていただきました。
- 服務管理官 こちらにつきましては、どういった物が実際に贈られているか確認させていただいてご報告させていただきます。
- 委員 分かる範囲で結構です。  
注：審査会后、贈与を受けた部隊に確認の上、プランターに植えられた一般的に販売されている生花である旨委員に回答。
- 田中会長 よろしいでしょうか。それでは他にご質問、ご意見等がありませんようでしたら、贈与等報告書の審査は以上といたします。

#### (6) 議題の採択等について

- 田中会長 それでは、本日審議されました「第85回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「令和2年度第1四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認を頂きたいと思いますので、サイン又は押印をお願いします。

#### (7) 閉会の辞

- 田中会長 次回のスケジュールにつきましては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。  
以上で、本日本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。